

「森林・林業再生プラン」に係る具体的施策の推進を求める意見書

平成21年12月に政府が策定した「森林・林業再生プラン」は、「10年後の木材自給率50%以上」を目指すべき姿として掲げ、森林の多面的機能の確保を図りつつ、先人たちが築き上げた人工林資源を積極的に活用して、木材の安定供給体制の確立、雇用の増大を通じた山村の活性化、木材利用を通じた低炭素社会の構築を図ることとしており、現在、国・地方あげて、森林・林業の再生と地域活性化に向けた取組を進めている。

一方、今年7月の九州北部豪雨被害、8月の近畿豪雨被害をはじめ、近年、梅雨前線や台風などによる豪雨災害が相次ぎ、大きな被害をもたらしている。山腹崩壊や流水発生の原因としては、第一義的には局地的な集中豪雨が挙げられるが、被害が多い山林のほとんどが杉人工林の針葉樹林であり、なかでも間伐未実施の杉人工林が多いのが特徴的である。したがって、豪雨被害対策としても、「森林・林業再生プラン」に基づく森林の多面的機能の持続的発揮と有効活用が重要であるといえる。

そこで、現下の厳しい森林・林業・木材産業の実態を踏まえ、森林・林業の再生と地域活性化に向け、「森林・林業再生プラン」に基づく具体的な施策を強力に推進することが求められている。下記の事項の実施を強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能の持続的発揮と森林資源の有効活用に向け、先行投資すべき予算額の確保を図り、「森林・林業再生プラン」の具体的施策の着実な推進を図ること。
- 2 「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備推進等のための安定的な財源措置の確保を図ること。
- 3 再生可能エネルギーとして、「固定価格買取制度」を活用した木質バイオマス利用の拡大を図ること。
- 4 10年後の木材自給率50%以上の達成に向け、間伐材を含む地域材の需要拡大対策、住宅や公共建築物等への木材利用の推進対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
総務大臣	川端達夫	殿
財務大臣	安住淳	殿
農林水産大臣	郡司彰	殿